

## 生産性向上特別措置法における施行規則案の概要

## 1. 概要

我が国産業の更なる生産性向上を図るため、生産性向上特別措置法及び産業競争力強化法等の改正により、①データを共有・連携する革新的データ産業活用、②プロジェクト型「規制のサンドボックス」等の措置が時限的（3年間）に講じられることとなった。

申請等にかかる具体的な手続等は、施行規則（主務省令）において定め、関係省庁・関係機関の連名により制定することとなっており、当委員会も一主務大臣として連名に加わることとなる。

## 2. 当委員会に関する主な事項

## (1) 革新的データ産業活用計画の認定の申請（第10条及び様式第19）

革新的データ産業活用計画の認定を受けようとする事業者が提出する申請書の記載内容を次のとおり定める。

- ・革新的データ産業活用において用いられる個人データの有無
  - ・主たる目的として活用する個人データの内容及びその取扱いの方法
  - ・個人情報保護法及び関連法令等の遵守並びにそれを担保する方法 等
- ※申請書において、政令で定める事項に該当する場合は当委員会へ協議

## (2) 同計画の認定にかかる期限・公表（第11, 12条及び様式第22, 26）

主務大臣は革新的データ産業活用計画の提出を受けた日から、原則として一月以内（個人情報保護委員会に協議する場合を除く。）に、申請者に認定書を交付すること。また、主務大臣が、認定（変更を含む）をしたときは、次の事項を公表することを定める。

- ・認定の日付
- ・認定革新的データ産業活用事業者の名称
- ・認定革新的データ産業活用計画の概要
- ・個人情報保護委員会に協議をした場合にあっては、当該協議の概要

## 3. 今後のスケジュール

6月初旬 公布・施行

（以 上）